令和７年第３回ニセコ町議会臨時会　第１号

令和７年３月２７日（木曜日）

〇議事日程

１　会議録署名議員の指名
２　会期の決定
３　諸般の報告
４　議案第　１号　ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

〇出席議員（１０名）

１番	髙　瀬　浩　樹	２番	大　野　幹　哉
３番	高　木　直　良	４番	榊　原　龍　弥
５番	前　原　孝　植	６番	小　松　弘　幸
７番	斉　藤　うめ子	８番	木　下　裕　三
９番	篠　原　正　男	１０番	青　羽　雄　士

〇欠席議員（０名）

〇出席説明員

町長	片　山　健　也
副町長	山　本　契　太
会計管理者	藤　　　志　伸
総務課長	福　村　一　広
総務課参事	森　　　玲　子
税務課長	鈴　木　　　健
町民生活課長	富　永　　　匡
農政課長 農業委員会事務局長	中　川　博　視
国営農地再編推進室長	石　山　　　智
都市建設課長	橋　本　啓　二
上下水道課長	石　山　康　行
総務係長	佐々木　一　茂
財政係長	浅　井　理　登
教育長	片　岡　辰　三
代表監査委員	佐　竹　三　郎

○出席事務局職員

事　務　局　長　　加　藤　紀　孝
書　　　　　記　　佐　藤　秀　美

開会　午前　９時５５分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君）　ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君）　直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において１番、髙瀬浩樹君、２番、大野幹哉君を指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（青羽雄士君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決しました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（青羽雄士君）　日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

◎日程第４　議案第１号

○議長（青羽雄士君）　日程第４、議案第１号　ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君）　おはようございます。本日一日またよろしくお願いをいたします。フォルダの番号が001、こちらの２ページでございます。よろしいでしょうか。日程第４、議案第１号

ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、こちらについてご説明をいたします。

まず初めに、今般の条例につきまして住民参加手続の不備などから３月定例会で取下げをいたしまして、大変ご心配、ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。今般臨時議会を開催させていただき、改めまして条例案をご提案申し上げます。

議案第１号　ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例。

ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和７年３月27日提出、ニセコ町長、片山健也。

８ページに飛んでいただきたいと存じます。８ページ、提案理由でございます。ニセコ町では、道内外からの転入希望者がある一方、慢性的な住宅不足により町内に居住することが難しい事例があり、住宅の整備、確保が課題となっていると。これら課題に対応すべく令和６年度に整備を進めていた定住促進住宅が完成したことから、本施設の設置及び管理に関する必要な事項を定めるため、本条例を提出をいたします。

普通地方公共団体、こちらは公の施設の設置及び管理に関する事項については条例でこれを定めなければならないとされているため、このたびの条例制定となっているところでございます。当該住宅は字本通229番地２、こちらの一部に位置し、２階建ての１棟８戸の建物及び物置、これを合わせて延べ床が300.13平米、構造は木造２階建て、共同住宅となります。８戸のうち２戸は１ＬＤＫ、６戸は１Ｋの仕様となります。入居につきましては、今年４月１日以降を予定してございます。

この条例の主な内容でございますが、まず３ページをお開きいただきたいと存じます。これの中ほど、第５条、こちらにおきまして入居基準等を定めておりますが、第１号、いわゆる（１）でございますが、（１）においては公共的な役割を担う事業所に勤務しようとする者、それからその次に（２）において町内民間事業所が人手不足等により緊急的に従業員を雇用する場合、これらを優先的に入居審査をいたしますということで規定をしてございます。上記の該当がない場合に初めて公募により入居者を選考するという定めでございます。なお、公共的な役割、これを担う事務所に勤務しようとするものとして職員等の定住を優先確保する、この旨は昨年３月議会での補正予算を議決いただいた際にご説明申し上げ、今回その内容を条例化したものでございます。

その下ですが、第５条第４項、こちらにおいて入居者の選定方法については、規則で定めるとしており、このたびの最初の選考についてはこの条例を可決いただいた後、選考委員会を開催し、決定をしてまいりたいと考えております。

下段の第６条の入居者資格でございますが、（１）、移住者で、これから町に住所を定めようとする者で、５年以上の間町に定住する意思があるということ、それから２つ目、町外から転入し、住民登録をしてから１年以内である者のうち、やむを得ない事情で移転が必要であると認められた者であることとしてございます。

３ページの一番下、それから４ページ上段にかけまして第６条の第２項でございますが、ここでは入居申請ができる者の要件といたしまして、税の滞納がないこと、それから住宅に困窮していること、暴力団員でないこと、これらを定めてございます。

その下、４ページの第７条、上のほうですが、町長は被災、その他特別な事情がある場合は選考

委員会の意見を聞き、暴力団員でない限り入居を許可できる旨を定めてございます。

４ページ、中ほど、第10条において、入居の決定ですが、町長は選考委員会の意見を聞き、入居を決定するとしております。

その下、第11条の入居補欠者以降、これについては入居の手続や住宅使用料の納付など必要事項を定めてございます。

７ページに飛んでいただきまして、77ページの下、31条でございますが、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとし、規則委任をここで定めてございます。

それから、７ページの附則でございますが、附則の第１項、ここではこの条例は、公布の日から施行するといたしております。

第２項において、第８条から第10条までの規定による入居等に関し必要な手続、その他の行為はこの条例の施行日の前においても行うことができると、このように規定してございます。つまり４月１日以降から入居するものの、入居申請、それから審査、決定については今回に限り事前に準備をさせていただくということを規定しているということでございます。一般的にも準備行為は条例で規定する場合がございますが、このたびもこれにより入居の準備はさせていただきたいとしておりますが、最終的な入居の決定は選考委員会の意見を聞いた後に町長が決定するということで定めてございます。

次のページ、別表においては当該定住促進住宅の名称、所在地、間取り、戸数、それから建設年度、月額使用料、これを規定をいたしました。

８ページの最後、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加等の手続、こちらでございますが、令和７年３月14日から３月24日まで当該条例のパブリックコメントを求めるための条例の公開を行いました。方法は、ニセコ町ホームページによる公開、それから企画環境課内での公開ということで公表をしてございます。意見ということについては、特にその意見はございませんでした。

議案の第１号、こちらのご説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前10時20分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時０５分
再開　午前１０時１５分

○議長（青羽雄士君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号　ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

３番、高木議員。

○３番（高木直良君）　おはようございます。私のほうから何点か質問させていただきます。
　１つは、先ほど副町長からもお話ありましたけれども、定例会の段階で一回提出されて、その後改めて修正、あるいは意見公募を行うということになりました。それで、若干振り返りますと、箱物というか、実際の建築はずっと進めてきました。それにもかかわらず、必ずそれに新しい施設として付随する定住促進の住宅に関する条例というのは本来的には同時並行といいますか、あるいはこの間の一定の期間の間に準備すべきだったのではないかというふうに感想を持っております。それで、今回前回の定例会で出されたものからいくつか変更がございますけれども、変更の主な内容と改めてなぜ変更したかということについての理由など若干補足していただければありがたいと思います。
　それから、今回、先ほどの説明、あるいは従来からの説明にありましたように、公的な職に就く方ということで想定されているのは、ニセコ町に新規採用をするわけですけれども、たしか５名ですか、新規採用の方が決まっておりますし、その方たちは恐らく町から合格通知なり、面接のときにこういうことを準備しているので、住宅については大丈夫ですよというようなお話をあらかじめしていたのではないかと思うのですけれども、そういう意味で、先ほど説明ありましたように、準備行為としては進めてきましたということで、全員が入るかどうか分かりませんが、やはりここに初めて来る方については住宅が用意してあるということについては非常に安心材料ということになります。それで、戸数として７戸ですか。ですから、新採用だけで……

（何事か声あり）

　８戸ですね。新規採用だけで全部埋まるということではないと思います。その上で改めて８戸をいきなり今年度当初に埋めてしまうということになりますと、例えば来年度以降の新規採用の方、あるいは公的職に就く予定をしている方にとっては今回のような安心ですよ、来てもすぐ住めますよということにはならないと思います。そういう意味では、例えば政策的な空き室などを用意するという方向性があるのかどうか、その点がちょっと気になりますので、お尋ねしたいと思います。
　以上、よろしくお願いいたします。
○議長（青羽雄士君）　総務課長。
○総務課長（福村一広君）　高木議員のご質問にお答えしたいと思います。
　まず、条例の変更点、ちょっと当初提出よりも若干変わりまして、大変申し訳ございませんでした。内容点で主な点だけ説明させていただきますが、まず第７条でございまして、第７条については被災者等に関わる特例ということで、これについては当初町長が決定するように規定はしていましたが、今回促進住宅の入居選考委員会というのをきちっと改めて設けるということにさせていただいたので、これについては委員会には一応諮ろうという規定で直してございます。
　また、第10条で入居の決定についても選考委員会を設置しますので、そちらに伴って委員会の意見を聞くということで改正をしております。
　また、細かい部分では、第12条で日程については30日以内にというものを状況によっていろいろ変わるだろうということも踏まえて、町長の指定する日までに変えたとか、あと第15条の使用料については変動は、増改築はできないのですけれども、基本的に物価等の変更に伴いという変更する

規定があるのですが、当初設けていたのですけれども、これについては基本的にはないだろうということで２項を外しております。大きいところは、そういうところかなと思っております。あと、若干細かい部分で文言訂正等を行っております。

それから、今現在の状況ですけれども、準備行為させていただいてはいるのですが、今現在８戸全て入居する予定で考えておりまして、政策的な入居についても本当はある程度余裕を持っていたかったのですが、こういう状況で、例えば道職員が１人４月から来るとか、そういうふうなこともいろんな要素がありまして、８戸全て今のところ入居するという予定でございます。また、７月に１人採用する予定でございますけれども、そちらのほうは別の職員住宅を既に確保しているということで、ただ来年度についての住居のどうするかというところはなかなかちょっと難しい、ニセコ町の住宅事情なかなか厳しくて、私たちも常日頃住宅不動産屋さんと連携を取ってお話をさせていただいているのですけれども、ニセコ町役場全て優先するという話はいただいておりませんで、ほかの民間事業所さんも含めて順番どおり優先させていくという話をいただいておりますが、緊密にその辺空き情報があればいただくような連携を取っておりますので、また来年度、また７年度途中採用の方も含めてちょっと対応のほうは随時行っていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　私のほうから補足で。

今回条例を出し直させていただくということで、本当に大変申し訳なく思っております。先ほど総務課長から説明した選考については、規則で規定することにしておりましたけれども、やっぱり条例できちっとうたうべきではないかということで、今回条例の中にうたわせていただいております。また、これまでも職員の住宅確保につきましては民間住宅の借り上げも随時増やしながら確保しているところでありますので、できるだけ民間活用も含めてこういった後年度以降の対応についてもしっかり考えていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○３番（高木直良君）　ありがとうございます。今改めて、実際８戸建てて、全部埋まるということになりますと、今町長からお答えのように、あとは民間頼みみたいな、そういう状況が発生します。それで、例えばほかの自治体で定住促進に関わってよく空き家を活用するということで、定住人口を増やそうということでいろんな恩典を用意して、それでこれ公的職員とか関係なく、定住者を増やしたいという、そういう政策が取られております。それで、今回新築で用意したわけですけれども、今後今おっしゃったように民間のアパートを頼りにするということもあるのですが、例えば空き家住宅の活用など、改めてそういうふうに枠を増やしていく、そのようなお考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　副町長。

○副町長（山本契太君）　今のご質問ですが、民間活用という部分については広く、特にこういうことだけだというふうに限定するつもりはもちろんなくて、今の現状においてはとにかく住宅が少ないと、足りないということですから、いろいろな選択肢の中で決めてまいりたいと考えておりま

す。ただ、空き家の部分については、空き家の調査も以前からしておりますが、ニセコ町において空き家についてはほとんどあまりないと。あったとしても相当リノベにお金かかるとかいうようなことがあるでしょうから、なかなか有効にたくさん活用できるということにはならないのではないかとは思いますが、それにしても選択肢としては考えてまいりたいと存じます。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○３番（高木直良君）　以前にも私ちょっと質問したことがあるのですが、ＳＤＧｓ街区に関わる住宅の提供、これも進めておりますけれども、それに絡みまして多様な連携ということをニセコまちのほうにいろんな意味で、毎年いろんな内容が含まれておりますけれども、こういった定住促進で特に空き家の活用などについて一時調査したということも聞いております。なかなかやはり実際空き家状態になっていても手放すという、気持ちがそうならないということで、難しいのだというお話もありました。改めてこういった空き家の活用など、特に市街地においてはやはり条件がいいところもあるかと思うので、そういった多様な連携の業務の中にも重点的に取り入れていくということなどについても改めて検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　空き家の調査は随時これまでもやっておりまして、町で買収といいますか、そういう可能なものにつきましては積極的に情報を得て、交渉しながら買う予定をしておりまして、現在も一部地権者、所有者の方とお話合いをしている、継続しているところあります。積極的に情報を広く集めながら町としても対応していきたいというふうに考えているところでありますが、昨今なかなか、不動産業者さんに一旦渡ると相当高い値段が実はついておりまして、そういった前に事前情報として交渉できるような機会をできるだけ増やしていきたいなというふうに考えております。また、今動いている新たな企業誘致も進んでおりまして、２年後には一定数の職員というか、社員住宅が必要であるということから、今後ニセコまち、ニセコミライの状況等も協議をしながら進めたいと思いますし、教員住宅も相当傷んでいるものありますので、こういったものの住宅政策につきましてもまた議会の皆さんと相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君）　６番、小松議員。

○６番（小松弘幸君）　この条例なのですけれども、本来からいうともっと早くにこの条例を提案するべきだったのではないかなというふうに思っています。そういった中で、今回３月に取り下げたという状況の中で、この条例が二転三転して変わってきていることに対して僕はちょっとクエスチョンな部分は持っています。そういった中で附則の第２項の中には、無理やりこじつけしてつくった条項になっているのかなというふうに思っています。それはなぜかというと、この条例が通って初めて入居の準備に入るのかなというような思いでいるのですけれども、それはちょっと私は今の段階でクエスチョンだということを申し上げたいと思います。そういった中で、先ほども選考委員会の話が出ておりましたけれども、その構成はどのようなものを考えておられるのか。

　また、規則で定めると何か所かにわたって記されているところがあります。この規則の中身についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　福村課長。

○総務課長（福村一広君）　小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、準備行為についてなのですけれども、これはあくまでも一般的な話ですけれども、法技術上、準備行為は実はよく使われる規定でございまして、名称は例えば経過措置とか、それから準備の実施とかいろいろな名称で使われておりまして、一般的には事実行為として、小松議員がおっしゃる事実行為があるのだから、事前の準備は多少いいのではないかという法的な考え方もあるのですが、内部的な事務だけで全部済ませる場合にはそういう事実行為だということで規定をしないということもあるのですが、今回内部的な行為と対外的な事前手続が２つある場合については多くの自治体で準備行為の規定を附則に設けるということはこれは法律、例えば児童福祉法とか、そういうところでもよく使われるパターンでございますので、これは技術的にはそういう状況でございますけれども、もっと早く設定すべきだということは申し訳なかったのですが、完成が３月17日だったということもあり、ちょっと手続に準備を要したというところでございまして、申し訳ございませんでした。

それから、規則の中身でございますけれども、規則については施行規則という形になりまして、例えば入居の申込み等とか、あと入居の手続、特例基準、それから入居選考委員会の設置及び運営に関する規定、それから連帯保証人の規定、それから連帯保証人変更、それから住宅使用料変更の通知、それから住宅使用料の徴収猶予だとか、あと住宅使用料の徴収猶予の取消し、それから住宅使用料の納付、それから長期不在の届出、禁止行為、それから退去の手続、住宅の明渡し請求などを規定しております。これは、一般的な入居に関する手続に関するものでございます。先ほど小松議員さんのほうで言った選考委員の構成ですけれども、基本的には町営住宅の入居者選考委員会の委員さんにお願いして、明日開催するのですけれども、その方々で一応審議をしていただくという構成でございまして、任期も基本的にはそれに合わせてやるということでございます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　先ほどの質問で条例の提案が遅くなったということは本当に私のひとえに不手際で、本当は早くに出して、準備行為も含めてすべきであったということで、大変申し訳なく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　次の質問お願いします。

７番、斉藤うめ子議員。

○７番（斉藤うめ子君）　先ほどの質問と重なるところもあるのですけれども、この条例の中で一応書いてあるので、どういうところを想定したかちょっと伺いたいのですけれども、第５条の１、２、３って……違っていたかな。これ案しか印刷してこなかったので、こっちの、これの、ごめんなさい。これもちょっと変わっているのです。５条で１、２、３、４ってありますね。

（「ちゃんとマイク利用してください」の声あり）

○７番（斉藤うめ子君）　すみません。３ページの第５条の３です。違いました。ごめんなさい。第５条の１、２、３、これは変わっていませんね。ここのところなのですけれども、ちょっと最初

に説明を受けながら、これ要するに町の職員を、第１に公的な役割って書いてあるので、これだけでも足りないぐらいの状況です。でも、あえてまた第２、第３項、載せているのですけれども、どんなところを想定したのか、それ伺いたいのですけれども、なぜ載せたのかなというちょっと思いもあるのですけれども。

それから次、ニセコ町内に住居がない、ないってよくおっしゃいますけれども、いわゆる空き家とか、それから本当に広い家でお一人で暮らしていらっしゃる方、私の個人的な友達でも10人も思い浮かぶ人たちがいるのですけれども、そして町営住宅に入りたいとか、一人でこんなところ広いからという方もいらっしゃるのです。でも、いろいろと条件、よくご存じない方もいらっしゃると思うのですけれども、そういう空き家がないわけ……住居がないわけではなくて、空き家というか、本当に１人とかいろいろあるので、それで……

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員、今この条例についてご質問を伺っているのです。空き家の対策だとか、そういったものの対策ではございませんので、適切な質問をお願いいたします。

○７番（斉藤うめ子君）　ただ、これに非常に関連していますから、その掘り起こしとか、それから選考委員の委員さんなのですけれども、それは公表していただけないでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　山本副町長。

○副町長（山本契太君）　まず、第５条の部分ですが、以前にもお話しさせていただいたように、公的部分としての職員を優先的にというお話をさせていただいているのですが、今後の状況の、今回については８戸ほぼほぼ満杯という状況なので、公募するということにはなりませんけれども、今後以降またいろいろな民間住宅の関係だとか、様々な状況の変化の中でそれらの公募ということもあり得るということも含めて、可能性を含めてこの２番、３番ということについても入れさせていただいているというところでございます。

それから、空き家云々という部分については、先ほどのご質問にもお答えしたことと同じになりますが、様々広く条件が合うといいますか、広く住宅確保のための対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青羽雄士君）　福村課長。

○総務課長（福村一広君）　斉藤議員のご質問で、選考委員の公表については差し控えさせていただくのですが、一応構成は５名で、ほぼ町民です。すみません。委員は５名の構成で、先ほど言いましたように、町営住宅の選考委員さんと兼ねていただく予定で、もう既にお願いしているのですけれども、５名のうち４名は町民から選考させていただいているというところです。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○７番（斉藤うめ子君）　町営住宅にしろ何にしろ選考委員をなぜ公表できないのか、私それが理解できないのですけれども、その理由を教えてください。

○議長（青羽雄士君）　副町長。

○副町長（山本契太君）　公営住宅、やはりニセコの場合特に応募があって、選考から漏れる方もたくさんいらっしゃるというのが過去から現在に至るまででございます。その中で選考委員さんの

公正な審議をしていただくに当たっても、お名前を公表して、例えば公営住宅であれば１つしか空いていないところに10人応募来ていると。では、その中のどなたかがこの方委員だから、私のところでお願いしに行こうとかいうことがあったりすると公平性に欠けるということなので、その審議の部分については、審議されている委員さんについては非公表にさせていただいていると、そのようなことでございます。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○７番（斉藤うめ子君）　それに関して、もう一回質問したいのですけれども、この町は情報公開ということをうたっていますけれども、今説明した個人的に行くとか行かないとか、それからよく聞くのは議員さんのところに頼みに行くとかという話をよく聞くのですけれども、堂々と公表してもいいのではないかと思っているのです。そこは、私は理解できないでいます。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　入居選考は、困窮度など調べて、第三者機関として設置させていただいて、公正な手続で進めたいということで設定している場所であります。今は全くありませんけれども、私が就任してから再三公営住宅何とか頼むという意見が私に来まして、私は全くそういう権限ありませんと。第三者機関に審査していただいて、それに基づいて入居決定させていただくということにしていますということでずっと言っていましたが、これまでもいろんな場でこの人に頼めばいいということで様々な利害関係の要請活動があると、公正な審議に支障を来すということでありますので、徹底した情報公開をするということとそういった第三者機関としての公正性を担保するということはしっかり切り分けるべきではないかというふうに思っていますので、これまでどおり委員さんについては公正な立場でご審議いただくということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　９番、篠原議員。

○９番（篠原正男君）　何点かお伺いしますが、その前に私からも今回の条例提案に関わって、本来であれば９月、12月の定例議会でしっかりと提出し、提案し、内容をこの場で議論し合うというのが大前提だろうというふうに考えております。今回このような事態になったということに対してまずどのように感じられているのかお伺いしたいと。

　次に、この条例の中身について何点かお伺いいたします。先ほど来から第５条に規定するいわゆる１号、２号、３号の区分の仕方について、第１号では公共的団体の仕事に就く方というふうに設定されていますけれども、この区分を設けた理由についてお伺いします。

　先ほどの副町長からの説明の中では、昨年の３月議会で予算の組替えといいますか、いわゆる職員住宅の費目から定住促進住宅に変えたと。でも、この定住促進住宅は、職員住宅を引き継ぐものだというようなニュアンスの説明があったように私は捉えました。ただ、それは本当に正しいのかどうかと。あくまでも我々議会としては職員住宅の話はそこで一回終わって、定住促進住宅の話が始まるというような感覚で私は捉えておりましたから、先ほどの説明について再度お伺いします。

　あと、大事なことが何件もあるのです。それで、その中の一つ、今回たまたま取下げ処分をされて、議会が同意して、取り下げられたということですけれども、それ以降で町民の意見を聞く機会

を設けて、意見はなかったということだったのですけれども、議案内容が変わるということはいわゆる一般町民に対してこの周知を図って意見募集をしたことの内容と今回提案されたことの内容の変更部分は、ではどのように意見聴取したのかと、それはどうやったのだということなのです。それは、いわゆるまちづくり基本条例に定める手続に合致しているのかということについてお伺いしたい。

それから、今の話の中で、先ほど来変更点が何点か挙げられました。何点か挙げられたけれども、大事な部分が落ちています。それは、今回新たに駐車料金を取りますと。3,000円取りますという規定を今設けて、我々に提案されました。それは、どのような経過から提案されてきたのかと。

また、町内の他の公営住宅含めてありますけれども、いわゆる路駐、路上での駐車場に関して他の、例えばコーポ有島ですとか、そういうところでは駐車料金を取っているのかどうかと。また、駐車料金を取った段階で、今度は管理はどうなるのかと。いわゆる屋根つきの車庫を提供することに関しての管理と大きくこれ異なってきますから、その辺はどのように考えられているのかと。

あと、すみません、何回か議論されていますけれども、附則の第２項に規定された今回の事前行為といいますか、事前に行うことに関してなのですけれども、規定はできるのですけれども、果たして決定までのプロセスにいけるかどうかということに関して疑義があります。例えばよく出てくるのが指定管理者制度の委託業務に関して事前行為としてここまで、でも予算が通らないと契約行為はできないと。ですから、今回も入居者の決定まではできないのではないかと。決定までできないけれども、決定に至る一歩手前までできるのかというと、なかなかそこもクエスチョンでないか。なぜなら、いわゆる周知を図る、公平性の担保をどのようにするかという問題も出てくるのではないかと私は考えています。あくまでも私の認識としては、定住促進住宅という条例ですから、その条例に従って本来の在り方を考えていくべきでないかというふうに思っていまして、取りあえず長くなりましたけれども、質問とさせていただきます。

〇議長（青羽雄士君）　副町長。

〇副町長（山本契太君）　まず、９月、12月議会での提案が前提というところについて、３月になったというお話、先ほども町長からも答弁させていただきましたが、できる限り早い段階でご相談申し上げるというのが本来であるというところは確かだということで、そこについては、申し訳ございません、本当になるべく早く、本当は完成ももうちょっと早くできればよかったのですけれども、なかなかそこら辺の部分も難しいところもあったものですから、条例の提案がこの後に、この時期になったということでございまして、それについてはおわびを申し上げたいと存じます。私のほうからも本当大変申し訳ございませんでした。

それから、第５条の規定の区分ということでございますが、昨年の３月にご相談をさせていただいた中で、職員住宅から定住促進住宅ということで今ご指摘をいただいたところでございますが、私どもの考えとしては公的職員をまず優先的にさせていただくということを前提にスタートをしているということでございますけれども、公的な職員に当たってもいわゆる移住者という形で、そこの条件はきちっとクリアさせていただくというつもりでおりますので、職員でありますけれども、移住者でございますので、定住促進という意味においてはそごはないのかなというふうに考えてい

るところでございます。
　それから、議案の内容が変わったという部分ということなのですが、パブリックコメントについては実施をさせていただいた中で皆さんからのご意見をいただいたということでございますが、これについてはご意見なかったというようなことで、細かな今の部分の差異があるというあたりにつきましては確かにそのようなことも理屈としてはそうなのだろうなというふうに思いますところもありますが、手続としてはこの条例を出させていただいて、それに当たってご意見がなかったということで対応させていただいているところでございます。
　それから、駐車料金の部分につきましては、実際に駐車場の確保に当たってある程度の舗装化といいますか、そういうところはさせていただいているものですから、その部分についての料金は取るべきだろうということで、3,000円の駐車料金を規定したということでございます。
　それから、決定までのプロセスということでございますが、職員住宅といいますか、公的な部分での住宅ということで、４月１日以降の入所ということなものですから、これについてはやはり準備行為をさせていただくということをせざるを得ないということでございますから、規定をして、そのような準備行為をさせていただいたということでございまして、決定に当たっては以降の審査会を開かせていただいて、そこでのご意見を改めて伺った上で決定をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。
〇議長（青羽雄士君）　片山町長。
〇町長（片山健也君）　篠原議員さんの先ほどの条例が遅くなったということについては、本当に私のいろんな配慮、作業の遅れということで大変申し訳なく思っております。そういう面では、これはひとえに私のほうのミスでありますので、心からおわびを申し上げさせていただきたいというように思います。
　それから、附則第２項につきまして、一般的にどこの自治体でもこういう準備行為の規定を対外的な部分ある場合については入れているということでありますので、特にこの条例だけに入れているというわけではありませんので、ご理解を賜ればありがたいというように思っております。
　いろんな面で今回北海道のほうが大変なご尽力いただいて、過疎の２次申請で特別枠として今回ニセコ町の住宅事情に配慮して、過疎債規定の枠を取っていただいたということもあって、今回急遽の整備となったということで、いろんな面で私のほうの配慮、説明不足ということで、重ねておわびを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
〇議長（青羽雄士君）　橋本課長。
〇都市建設課長（橋本啓二君）　篠原議員の質問にお答えいたします。
　コーポ有島とかうちで管理している公営住宅の駐車場の除雪費用なのですが、今こちらに関しては駐車場の除雪料金については現在のところ徴収はしておりません。
　以上です。
〇議長（青羽雄士君）　９番、篠原議員。
〇９番（篠原正男君）　再質問させていただきます。
　根幹にあるのがこれはいわゆる定住促進住宅なのか、そうでないのかというあたりが恐らく各議

員も根幹にあるのではないかなというふうに思っております。そこの点を例えば、私自身が思うには公共団体もしくは公共的団体に勤める職員を優先するという規定はいわゆる一般町民から見ると大変に違和感のある条項でないかと、そう感じるのですけれども、その辺はどのように感じられているのかと。本来であれば定住促進住宅ですから、移住されてきて、住宅に困っている方がそこに住むことに参加できる、いわゆる応募することができるというような流れがごく一般的なのですけれども、今回はあえて優先順位をつけたということです。その辺も再度お伺いしたいのと、先ほど来から審査会の意見を聞くということに関して、規則で定める審査会であれば、今答弁何回もしているいわゆる公営住宅入居者選考委員会を充てるというのであれば、単にそこの明記すればいいだけの話なのです。と私は考えるのですけれども、恐らく思考が随分と変化していって、その都度、その都度答えが出てくるものですから、何となくつじつまが合わなくなってくる、そんな条例でないかなというふうに感じます。ですから、ここは私は単純に規則に定めると流すのではなくて、町営住宅入居者選考委員会を充てるとか委託するとかって一言ですっきりするのでないかというふうに思いますので、その点はいかがでしょうか。

それから、駐車料金を3,000円いただくといったことに関して、これはいわゆる町民からの意見聴取の中に含まれていたのかどうかと。私の記憶ではなかった、あったか、ちょっと定かではないのですけれども、ここは今まで説明なかった点で一番やっぱり大事にしなくてはいけない点でないかなと思いますので、再度それをお願いいたします。

たくさんあるのですけれども、一応ここで終わります。

○議長（青羽雄士君）　山本副町長。

○副町長（山本契太君）　公共的な部分を優先するというところが違和感があるというご質問だったかと捉えております。確かにこれはスタートの段階で職員住宅も含めて相当厳しい状況だというところから話がスタートしております。その中で、ある一定のお金をかけて建物を建てるという場合にいかに支援を使いながらやれるかということで定住促進ということと職員住宅ということを併せ持って、職員の採用に当たっても定住してくる者のみを対象とするという形においてこの支援を活用できるということをまず第一にスタートさせていただいたと。その中で、今後の状況に応じてやっぱり空きが出るとか、タイミングによってはそういうことも起きてくるでしょうから、そういう場合については（２）、（３）という形で実施をさせていただくというような、そういう捉え方をさせていただいております。

それから、審査会については、法律の書きぶりというところはございますが、入居者選考委員をもって今改めて定住促進、また法律が違うものですから、定住促進の選考委員さんということで改めて委嘱をさせていただいて、実施をしたいということから、このような書きぶりになっているということでございます。

それから、3,000円という部分につきましては、本来であればどのような場所であっても駐車場を造るということに関してはお金がかかるわけですから、それらの部分を徴収できるものであればそういうことをしていくということも一つの方法であろうと思います。今回の場合については、高気密高断熱住宅ということで、恐らく相当に光熱水費という部分については軽減されるというふうに

踏んでおりまして、それらの、余裕があると言えば変な言い方ですが、そういうこともあり得るというところから、駐車場についてはかかった金額の部分をいくらかでも回収できるような形でということで3,000円と設定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　私のほうからもちょっと補足させていただきたいと思います。

職員住宅自体は今相当、これまでも議会報告させていただいたとおり、減らしてきているというような状況で、できるだけ民間活用ということでありましたが、現在は民間も相当厳しいというような状況で、採用職員含めて町外から通ってもらうということにすることは基本的に私どもとしては災害対応とかいろんなことも想定されるので、できるだけ町内に住んでもらいたいということで、今回の補正予算の説明の中でも町内の民間住宅が極端に不足し、このため特に公共業務を担う職員等の定住を優先確保しつつ、定住促進住宅の建設を行うため補正予算としての措置するということで説明させていただいておりますが、何とかそういった公共的な担う人を優先し、その後移動とかたくさんありますので、こういった規定のとおり幅広く募集することがあるのではないかということで入れさせたというような状況であります。本町の住宅事情、本当に厳しい状況でありますので、ぜひともこの辺のご配慮を賜りまして、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（何事か声あり）

○議長（青羽雄士君）　副町長。

○副町長（山本契太君）　パブリックコメントにおいては、含まれておりませんでした。

○議長（青羽雄士君）　よろしくお願いします。

○副町長（山本契太君）　すみません。行ったり来たりで大変申し訳ありません。パブリックコメントには含まれてございました。失礼しました。

○議長（青羽雄士君）　篠原議員。

○９番（篠原正男君）　再々質問なのですけれども、先ほど１回目の質問でちょっとしたのですけれども、いわゆる駐車場の料金を今回取るということで、説明では住宅の建設費用にお金がかかったから光熱水費が若干浮くだろうと、その分をもらっていいのでないかという、そういう単純な発想ではなくて、今後の住宅のありようとか、それから今ある公営住宅、それからコーポ有島、特公賃住宅ですとか、そういうものに関するところの波及効果は、波及はするのかしないのかと。コーポ有島の入居者は裏に駐車場を整備されていて、でも駐車料金はたしか取っていないですよね。それに対して今回今後も取らないままでいくのか、それとも取る方向でいくのかと。

あともう一点、これも先ほど質問した中で答えがいただけなかったのですけれども、いわゆる青空駐車で、その駐車場の管理はどのようにされるのかと。単純にそこで起きた事故はそれぞれ当事者の関係ですよというふうにいくのは簡単なのですけれども、本当にそれで済むものなのかどうかというあたりは、どのように考えられているのかと。

あと最後に、私の勘違いでなければいいのですけれども、先ほど来いろいろと今回の案件が終わったら、案件というのは職員が入居し終わった後は移動があるだろうと。その際はという話が出た

のですけれども、でもこの条例を見る限り第１号、第２号を優先するって書いているのです。つまり第１号、第２号に該当しなければ公募するよということです。そしたら、いつまでたっても公募できるかどうか分からないのではないですか。今回に限り第１号、第２号で優先するというのなら分かります。今回限りって書いていますか。ということは、永久的にこの条例に規定する定住促進住宅はなかなか町民といいますか、移住されているいわゆる公務員的な職以外の方については当たらないということになりませんか。そういう弁を弄することなく、町民に対してこういう状況だからといった条例を私はつくるべきだと思いますが、いかがでしょうかと。再度確認ですけれども、第５条の第１号、第２号以外の第３号の場合のみ公募ですよねって、町民に対する周知ですよねというあたりの確認をさせていただければと思います。

○議長（青羽雄士君）　町長。

○町長（片山健也君）　ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

駐車料金につきましては、今まで無償にしているところ多かったのですが、除雪経費であるとか管理料があります。公営住宅自体においては、これまでも申してきましたが、維持するために3,000万円から4,000万円近い様々な経費をかけているということでありますので、全体的な手数料、使用料等の見直しの中で、議員おっしゃるとおり、見直しも含めて妥当性について今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、先ほど１号、２号の関係につきましては今回限りとすべきではないかというようなご趣旨かというふうに思いますが、職場、消防や役場、それから公共的な機関等は地域の住民の福祉を担っていく、あるいは防災を担うまさに当事者が住むわけでありますので、そこはこの住宅においては優先をさせていただくということにしていきたいというふうに考えておりますので、この条例のとおりで進めさせていただきたいというふうに考えております。これまでも公営住宅に入っていた職員につきましては今ほぼ大体出ていただいて、できるだけ住民に入っていただくということで、これまでの民間住宅を借り上げて移動しているということでありまして、特公賃に１世帯ぐらい入っているかもしれませんが、それ以外はできるだけ住民の方に入っていただくということで振り替えておりますので、そこはきちっとすみ分けをしながら住民の福祉向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、駐車場の管理につきましては、コーポ有島などもそうでありますが、基本的には入居者が自分たちである程度の責任を持っていただくと。除雪については、町でこれまで同様行っていくと、このような形で推進をしてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君）　補足はございませんか。

次に移ります。

５番、前原議員。

○５番（前原孝植君）　住宅の種類なのですけれども、こちら、もう既に職員さんが入る予定となっていると思うのですけれども、職員住宅と化しているのではないかなと思います。定住促進住宅というのは地域活性化の住宅であって、公営住宅だったら福祉型の住宅だと思うのですけれども、

やはり定住促進住宅におきましては職員さんを優先的に入れるというのは、私たち民間も同じような課題を抱えています。民間も、例えば除雪も町にとって大切なお仕事だと思いますし、ごみ処理とかもそうですけれども、そういったところも役場と同じく、ひとしく住居を必要としているのです。なので、職員住宅で８戸埋めるのであればいいのですけれども、定住促進住宅をうたうのであれば、やはりこの条例に対して公務員、職員さんを優先的に入れるという情報を入れるのはちょっと難しいのではないかなと、平等、公平性において。もしそれを記載してしまうと、公民と民間の差が生まれてしまうのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇議長（青羽雄士君）　片山町長。

〇町長（片山健也君）　前原議員のご質問にお答えいたします。

ここに書いてあるのは、公的または公共的な役割というふうにうたっておりまして、私たちの公共福祉を担うソーシャルワーカーといいますか、そういったものは当然公的な役割というふうになっていると思います。ただ、私ども最近日本各地で災害があったり、いろんな状況見ていると、やっぱり特に役場の職員というのは防災の中心になってきます。消防職員もそうであります。そういった人は、その場で対応してもらう、特に役場に登庁したり、住民の福祉を担っていくということでありますので、危機管理上の優先順位というのは相当地域の防災という面では大きいのではないかというふうに私たちは考えておりまして､そういった面で今回本当に住宅不足ですということで、かなりの時間を要してよそから通ってもらうよりは、やっぱり危機管理としても地域のそばに住んでいただくということが重要ではないかということで、あえてここに１号、２号、３号という優先順位をつけさせていただいたというような状況でありまして、こういったものがなければ我々防災を担う職員も20分とか30分とか遠いところから通ってこざるを得ないということでありますので、消防や役場、そういった本当に危機的なものを担う職員を今回優先させていただくということでお願いをしたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いをいたします。

〇議長（青羽雄士君）　前原議員。

〇５番（前原孝植君）　町長の返答によりますと、それは職員住宅になるのではないのですか、その理屈でいくと。この定住促進住宅においては、やはり議員さん、皆さん疑問に思っていらっしゃると思うのですけれども、民間の公募がいつまでたってもされないのではないかなという感じがします。これから高校の改革によって教員もかなりの数が増えますし、またその人たちが入っていく準備ということになりますので、いつまでたっても町民が入れない状態が続くような条例になってしまうというところが問題点だと思うのです。職員を優先して入れたいのであれば職員住宅であって、定住促進住宅には当てはまらないのではないかなと思っています。なので、この条項は取り消すべきだと思います。平等に民間も一緒に入れないと、公募選考というのも、先ほど斉藤議員がおっしゃるように、平等性が欠けてしまう。町民が税金も払っていますので、そういった部分において少しというか、かなり公務員、職員さん向けの住居になっていながらこの条例がつくられてしまうのではないかなというところを危惧しておりますので、やはり入る方の優先順位を民間とは分けないほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょう。

〇議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　定住促進ということでありますので、ニセコ町に住民として既におられる方については除外されていますので、今回入る予定として準備行為を行っている部分も全部町外からの移住者でございます。したがって、定住促進には該当するものというふうに考えております。ただ、現状でこの住宅が動かない限りは職員採用も含めて全部町外の遠くから通ってもらうということになってしまうので、ニセコ町のいわゆる公共の福祉を担う職員がよそから遠い時間をかけて通うということがニセコ町のまちづくりにとって本当にいいかというと、今回についてはこういった優先をさせていただくということになりますが、今後定住促進住宅がさらに将来的に何棟もできるということであれば、議員おっしゃるとおり、こういった枠組みがなくても一定程度住宅事情が改善されれば確保できるというふうに考えておりますので、できれば当面何棟も建つ現状ではないので、この条例で進めさせていただきたいと切にお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いをいたします。
○議長（青羽雄士君）　４番、榊原議員。
○４番（榊原龍弥君）　今までいろんな質問出てきて、この話が出たときから私自身も違和感があって、今一連のご答弁をお聞きしていてもやはり納得しにくいかなという部分がございます。答弁の内容に変更がなければご答弁いただく必要はないのですけれども、提案理由を見るとこれに関しては住宅供給促進法とかというような趣旨にのっとっているように思うわけなのです。町内に１戸できるということは、公務員が入ろうが、公務員とか役場関係の公共性のある方が入ろうが、ほかの方が入ろうが１戸は１戸のはずなのです。その意味でいくと、住宅供給促進法の趣旨である平等性みたいなものを条例によって限定しているような気が私はしてしまって、素直に納得ができないかなというようなのが現在のところまで続いております。これについて何か違うご答弁があれば、ご説明いただきたいと思います。
○議長（青羽雄士君）　片山町長。
○町長（片山健也君）　自治体としての機能としての公共性というのは、やっぱり確保していかなければならないというふうに考えておりまして、それでこの１号、２号、３号という順番をつけさせていただきました。先ほど申しましたとおり、これが何棟か将来できてきて、枠が広がるということであれば、そこはまた改正したいと思いますが、こういったものをつけて、１号、２号、あえてつけさせていただいたのは、入居者選考委員会としての中で公共性優先というのはやっぱりおかしいのではないかと。そこは明らかに条例の中できちっと今の考えをうたうべきでないかということで、こういう優先的なものを今現状に応じてつくらせていただいたということでありますので、ご理解賜ればありがたいと思います。
　あと、先ほどの答弁漏れ１項ありまして、併せてちょっと補足させていただきたいのですが、公営住宅入居者選考委員会につきましては公営住宅法に基づいた委員会でありますので、そのまま公営住宅の入居者選考委員会がという条例をうたってしまうと、公営住宅法に基づく委員会設置の規定がそのままなってしまいますので、今回は選考委員会を設けるということで、規則の中で住宅選考委員会の委員さんにそのまま選考委員になっていただいて、開催日に併せて選考いただくような規定にしているというようなことであります。今住宅が本当に困窮している実情でありますので、

我々職員も含めて消防職員も住む住宅を緊急的に確保したいということでこの条例提案させていただいておりますので、現状の実情をご配慮いただきまして、何とかご理解賜ればありがたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

　なければ、これをもって質疑を終了します。
○議長（青羽雄士君）　この際、議事の都合により11時40分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時２３分
再開　午前１１時３７分

○議長（青羽雄士君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
　これより討論に入ります。
　まず、本件に対する反対討論の発言を許します。
　５番、前原議員。
○５番（前原孝植君）　本件に関しては、やはり条項に関して民間と公務員との優先的差異があります。また、条例を記載しなかった場合、記載せずに４月１日から入る公務員の方たちが入った場合、こちらはやはり監査、訴訟対象にもなり得るような運びとなります。なので、こういった重要な条例を４月１日から始めるものに対して今３月27日に出してこられても、それを議員側としては可決できないのですけれども、可決しないと町が困ってしまうから、多分採決においては可決に入る議員さんもいらっしゃると思います。そうあるべきだと思います、私も。しかし、多々こういった場当たり的な進め方をされては議員側としてもやはり残ってしまうのです、採決において。最終的に私たちが可決しただろうというような、最終責任はこちらに来ますのでといった意味で、今までは私も可決に回っていたのですけれども、やはり法的観点から見ても今回は難しいと感じます。
○議長（青羽雄士君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
　３番、高木議員。
○３番（高木直良君）　これまでの定例会、そして今日の臨時会の中の一定の議論がされてきました。それで、私ごとですけれども、すぐ近くで建設工事を皆さん一生懸命やっているという姿も見てまいりました。その上で、先ほどから多くの議員の方が言うように、定住促進の住宅条例、やはり準備不足というのは、どうしてということがみんな疑問なのです。着工して、ずっと着々とできていると。その間に定例会も何回かあって、そういうことの中で、今回もパブリックコメントの内容から今日に至るまでの短い時間の間にも一定の変更もあったり、そういう意味では非常に、議論にあったとおりです。皆さんの気持ちは、そういう気持ちがあります。その上で、私としてはいろいろ注文の気持ちを持ちながら、ただ実際に入居される新入職員の方も、本当にここに着任して頑張ろうという気持ちでいらっしゃる方にとっては仮に条例が通らないということになって、そのことが頓挫してしまうということについては、非常に大きな痛手になるというふうに考えます。その

意味で、私たち議員としても今後のこの条例全体について熟議というか、成立した後も含めて行政側も、それから議員側もこのことの事例にして、十分、法律の立てつけ、法律の目指しているところはやはり定住促進、それは公務員であろうと一般町民であろうと、そういう方たちのために準備する、そういった住宅の条例ですから、そういう方向へできるだけ短期間の間によりよく修正されていく、そういう場ができていくということを強く期待をして、その上での賛成ということで意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（青羽雄士君）　次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１号　ニセコ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君）　以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて令和７年第３回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時４３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　　長　　　青　羽　　雄　士（原本自署）

署 名 議 員　　　髙　瀬　　浩　樹（原本自署）

署 名 議 員　　　大　野　　幹　哉（原本自署）